

令和元年5月文京区議会招集議会提案事項

1 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2233頁）

(1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 区民税の住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長等（付則第3条の5の2）

(ア) 住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長

消費税率10%が適用される住宅取得等（居住開始年月日が令和元年10月から令和2年12月までの場合に限る。）に係る住宅借入金等特別税額控除の適用について、控除期間を3年間延長する。

(イ) 住宅借入金等特別税額控除の適用要件の見直し

住宅借入金等特別税額控除の適用について、区民税の納税通知書が送達される時までに提出された申告書等に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とする。

イ ふるさと納税制度の見直しに伴う規定の整備

都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除対象を総務大臣が指定した都道府県等に対する寄附金に限ることとする。（第19条の2）

ウ 区民税の非課税対象の拡大等

(ア) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置に係る所得要件について、前年の合計所得金額を125万円以下から135万円以下に引き上げる。（第10条）

(イ) 前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者を非課税措置の対象に加える。（第10条）

(ロ) 給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、扶養親族等申告書にその旨の記載をし、申告を行うこととする。（第24条の2及び第24条の3）

(ハ) 区民税（均等割・所得割）の非課税措置の対象となる所得の要件を10万円引き上げる。（第10条及び付則第2条の2の2）

エ 軽自動車税の環境性能割の特例等

(ア) 賦課徴収の特例（付則第5条の3の2）

国土交通大臣の認定等の申請者等による不正行為に起因して、軽自動車税の環境性能割の額に不足税額があることが納期限後に判明した場合は、当該申請者等を不足税額に係る軽自動車の取得者とみなして軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用し、その際に納付すべき額は不足税額に10%を乗じて計算した金額を加算した額とする。

(イ) 税率の特例（付則第5条の7）

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した家用乗用車に係る軽自動車税の環境性能割について、税率を1パーセント軽減する。

オ 軽自動車税の種別割の税率の特例等

(ア) 電気軽自動車等に係る軽自動車税の種別割の税率の特例の延長（付則第6条）

a 平成31年度分の軽自動車税に対し適用していた電気軽自動車等に係る軽自動車税の税率の特例について、適用期限を2年間延長し、令和3年度までとする。

b 令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた家用の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限り、平成31年度分の軽自動車税に対し適用していた税率の特例措置と同様の措置を当該指定を受けた翌年度に講ずる。

(イ) 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の創設（新設）

国土交通大臣の認定等の申請者等による不正行為に起因して、軽自動車税の種別割の額に不足税額があることが納期限後に判明した場合は、当該申請者等を賦課期日現在における不足税額に係る軽自動車の所有者とみなして軽自動車税の種別割に関する規定を適用し、その際に納付すべき額は不足税額に10%を乗じて計算した金額を加算した額とする。

カ 所得控除等の見直し

(ア) 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除を適用しないこととする。（第17条）

(イ) 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除を適用しないこととする。（第19条）

キ その他規定の整備

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)イについては令和元年6月1日、(2)エ及びオ（(イ)を除く。）については令和元年10月1日、(2)ウ(イ)については令和2年1月1日、(2)ウ（(イ)を除く。）及びカについては令和3年1月1日、(2)オ(イ)については令和3年4月1日